

## 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）国連文書について

- GHS は、危険有害性の情報伝達に関する国際的に理解されやすいシステムの導入によって、人の健康と環境の保護を強化することなどを目的に、平成 15 年 7 月に国連から出された文書。
- 物質及び混合物を、健康、環境および物理化学的危険有害性に応じて分類するために調和された判定基準、表示及び安全データシートの要求事項を含む、調和された危険有害性に関する情報の伝達に関する事項を内容とする。
- GHS は全ての危険有害な化学品に適用される。取引されるすべての化学品は（消費者製品を含めて）作業場で製造され、労働者の手により出荷、輸送され、また労働者によってよく利用されるため、特定の化学品や製品が GHS の適用範囲から完全に除外されることはありえない。
- リスク評価の基本的アプローチは、「危険有害性×ばく露＝リスク」で定義される。危険有害性又はばく露を最小限にすることができれば、リスクすなわち危害の可能性は最小となる。適切な危険有害性に関する情報の伝達により、使用者は危険有害性の存在およびばく露とその結果生じるリスクを最小にする必要性に対して、注意を喚起される。

### <ラベル表示>

- GHS ラベルに必要な情報は、注意喚起語、危険有害性情報、注意書き及び絵表示、製品特定名、供給者の特定である。
- GHS の対象となる製品には、作業場に供給される時点で GHS のラベルが付けられるが、そのラベルは、作業場においてもその供給された容器にずっと付けておくべきである。また、GHS のラベルあるいはラベル要素は作業場の容器にも使用されるべきである。
- 労働者に対して GHS ラベルに含まれる情報を示すための代替手段は、通常、危険有害性を有する化学品が供給者の容器から作業場の容器もしくはシステムに移し替えられる場合や、化学品が作業場で製造され、販売もしくは供給用の容器に収納されない場合に必要となる。

### <SDS>

- SDS は、作業場の化学品管理規制の枠組みの中で使用するために、物質または混合物に関する包括的な情報を提供するべきである。事業主と作業者の両者は、環境に対する危険有害性も含めた危険有害性に関する情報源として、また、安全対策に関する助言を得るために、これを使用する。この情報は、作業場で使用する危険有害性のある化学品を管理するための情報源としての役割を果たす。
- SDS は、GHS に基づく物理化学的な危険性や、ヒトの健康または環境に対する有害性に関する調和された判定基準を満たす全ての物質および混合物について作成されるべきである。また、混合物に対する判定基準で指定されたカットオフ限界を超える濃度の発がん性、生殖毒性、特定標的臓器毒性のある成分を含む全ての混合物についても作成されるべきである。

< SDS の必要最少情報 >

1	物質または混合物および会社情報	(a) GHS の製品特定手段 (b) 他の特定手段 (c) 化学品の推奨用途と使用上の制限 (d) 供給者の詳細（社名、住所、電話番号など） (e) 緊急時の電話番号
2	危険有害性の要約	(a) 物質/混合物の GHS 分類と国/地域情報 (b) 注意書きも含む GHS ラベル要素。（危険有害性シンボルは、黒と白を用いたシンボルの図による記載またはシンボルの名前、例えば、「炎」、「どくろ」などとして示される場合がある） (c) 分類に関係しない（例「粉塵爆発危険性」）または GHS で扱われない他の危険有害性
3	組成および成分情報	物質 (a) 化学的特定名 (b) 慣用名、別名など (c) CAS 番号およびその他の特定名 (d) それ自体が分類され、物質の分類に寄与する不純物および安定化添加物 混合物 GHS 対象の危険有害性があり、カットオフ値以上で存在するすべての成分の化学名と濃度または濃度範囲
4	応急措置	(a) 異なるばく露経路、すなわち吸入、皮膚や眼との接触、および経口摂取に従って細分された必要な措置の記述 (b) 急性および遅延性の最も重要な症状/影響 (c) 必要な場合、応急処置および必要とされる特別な処置の指示
5	火災時の措置	(a) 適切な（および不適切な）消火剤 (b) 化学品から生じる特定の危険有害性（例えば、「有害燃焼生成物の性質」） (c) 消火作業用の特別な保護具と予防措置
6	漏出時の措置	(a) 人体に対する予防措置、保護具および緊急時措置 (b) 環境に対する予防措置 (c) 封じ込めおよび浄化方法と機材
7	取扱いおよび保管上の注意	(a) 安全な取扱いのための予防措置 (b) 混触危険性等、安全な保管条件
8	ばく露防止および保護措置	(a) 職業ばく露限界値、生物学的限界値等の管理指標 (b) 適切な工学的管理 (c) 個人用保護具などの個人保護措置
9	物理的および化学的性質	物理状態； 色； 臭い； 融点/凝固点； 沸点または初留点および沸点範囲； 燃焼性； 爆発下限および上限/引火限界； 引火点； 自然発火温度； 分解温度； pH； 動粘性率； 溶解度； 分配係数：n-オクタノール/水（log 値）； 蒸気圧；

		密度および/または比重； 蒸気比重； 粒子特性；
10	安定性および反応性	(a) 反応性 (b) 化学的安定性 (c) 危険有害反応性の可能性 (d) 避けるべき条件（静電放電、衝撃、振動等） (e) 混触危険物質 (f) 危険有害性のある分解生成物
11	有害性情報	種々の毒性学的（健康）影響の簡潔だが完全かつ包括的な記述および次のような影響の特定に使用される利用可能なデータ： (a) 可能性の高いばく露経路（吸入、経口摂取、皮膚および眼接触）に関する情報 (b) 物理的、化学的および毒性学的特性に関係した症状 (c) 短期および長期ばく露による遅発および即時影響、ならびに慢性影響 (d) 毒性の数値的尺度（急性毒性推定値など）
12	環境影響情報	(a) 生態毒性（利用可能な場合、水生および陸生） (b) 残留性と分解性 (c) 生物蓄積性 (d) 土壌中の移動度 (e) 他の有害影響
13	廃棄上の注意	廃棄残留物の記述とその安全な取扱いに関する情報、汚染容器包装の廃棄方法を含む
14	輸送上の注意	(a) 国連番号 (b) 国連品名 (c) 輸送における危険有害性クラス (d) 容器等級（該当する場合） (e) 海洋汚染物質（該当/非該当） (f) IMO 文書に基づいたばら積み輸送 (g) 使用者が構内もしくは構外の輸送または輸送手段に関連して知る必要がある、または従う必要がある特別の安全対策
15	適用法令	当該製品に特有の安全、健康および環境に関する規則
16	SDS の作成と改訂に関する情報を含むその他の情報	

出典：化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）改訂7版

# REACH (リーチ) の概要

REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) は、平成19年6月1日から新しくスタートした、欧州における化学物質の総合的な登録・評価・認可・制限の制度です。(注: 農薬や医薬品は対象外)

## 目的

人の健康と環境の保護、欧州化学産業の競争力の維持向上など

## 特徴

以下の新たなアプローチが欧州の化学物質規制に導入されます

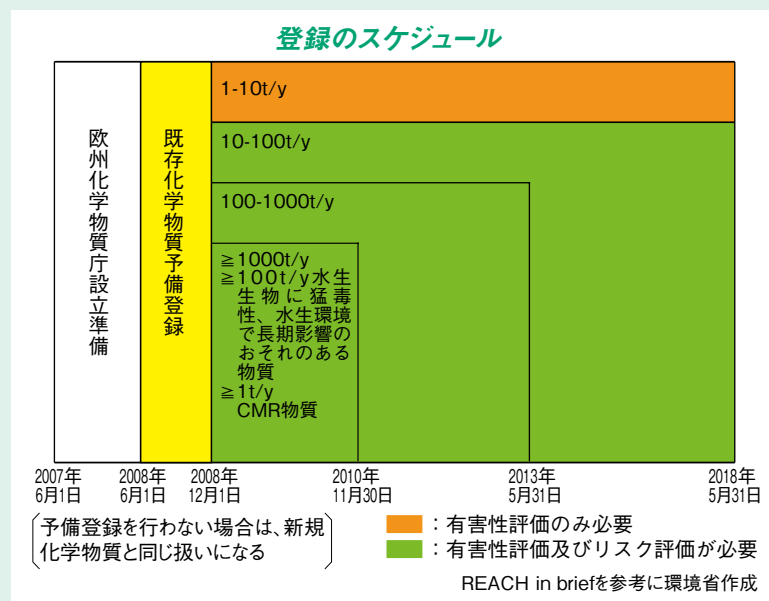
- ◆ 既存化学物質<sup>※1</sup>と新規化学物質の扱いを、ほぼ同等に変更
- ◆ これまでは政府が実施していたリスク評価を、事業者の義務に変更
- ◆ サプライチェーン(流通経路)を通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化
- ◆ 成形品に含まれる化学物質の有無(濃度)や用途についても、情報の把握を要求

【※1】既存化学物質とは、通常、化学物質規制が開始された時点で既に市場に流通していた化学物質のことを指します。従来の規制においては、規制の導入以後に新たに製造又は上市される新規化学物質は有害性(又はリスク)の評価を事業者が実施することが義務付けられる一方、既存化学物質についてはリスク評価の実施は主に行政の役割とされていました。

## 概要

### 1 登録——Registration

- 年間の製造・輸入量が、事業者当たり1トンを超えている化学物質が対象 (注: 新規化学物質か既存化学物質かを問わない)
- 製造・輸入事業者は、登録のため欧州化学物質庁に以下の情報を提出
  - ▶ 技術書類一式(登録者情報、物質の特定、用途、分類・表示、有害性情報、安全な使用に関するガイダンス等)
  - ▶ 年間の製造・輸入量が事業者当たり10トン以上の化学物質については、化学物質安全性報告書(CSR)(有害性評価、リスク評価が必要)が追加的に必要
- 既存化学物質の登録は、事業者当たりの製造・輸入量の程度に応じて登録期限を設定(右図)



### 2 評価——Evaluation

- 化学物質安全性報告書(CSR)の内容を行政庁が評価し、必要に応じ、追加試験の実施又は追加情報を事業者者に要求
- 行政庁は、高懸念物質(SVHC)<sup>※2</sup>で、ばく露があり、事業者当たり年間100トンを超える量が使用される物質から優先的に評価を実施

【※2】高懸念物質(SVHC)の対象は以下のとおりとされています。今後行政庁において具体的な物質リストが作成される予定です。

- ① 一定程度以上の発ガン性・変異原性・生殖毒性物質(CMR物質)
- ② 残留性、蓄積性、毒性を有する物質(PBT物質)
- ③ 残留性及び蓄積性が極めて高い物質(vPvB物質)
- ④ 上記以外の化学物質で、内分泌かく乱特性を有しており人の健康や環境に深刻な影響がありそうなもの(個別に特定)

### 3 認可——Authorisation

- 高懸念物質(SVHC)を使用するには、事業者は、行政庁に申請して認可を得る必要あり (注: 認可の有効期間はケースバイケース)
- 認可を有する事業者及び川下使用者は、上市前にラベル上に認可番号を記載する必要あり

### 4 制限——Restriction

- 行政庁が実施したリスク評価の結果、リスク軽減措置が必要な場合には、製造、上市、使用を制限 (注: この制度自体は現在の欧州の規制から基本的に変更なし)

### 5 サプライチェーンにおける情報伝達

- 化学物質・調剤(注: 混合物、溶液等)の供給者は、川下使用者に対し、化学物質・調剤の情報を伝達する義務あり  
危険と分類される場合……安全性データシート(SDS)  
PBT物質、vPvB物質……登録番号、認可に関する情報(付与又は拒否など)、制限の詳細、リスク管理対策に必要な情報

### 6 成形品(アークティクル)に含まれる化学物質への対応

#### <登録>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、成形品からの放出が意図されている場合が対象(ただし、当該用途が登録済みなら登録不要)
- 行政庁に必要な情報(内容は①登録と同じ)を提出

#### <届出>

- 製造事業者(又は輸入事業者)当たり、年間で総量が1トンを超えている化学物質で、高懸念物質(SVHC)に該当し、成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合が対象(ただし、当該用途が登録済み、又は未登録であってもばく露の回避が可能なら届出は不要)
- 行政庁に以下の情報を提出
  - ▶ 会社の情報、物質の情報(用途、分類等)、トン数の範囲、成形品の使用目的・用途等

#### <サプライチェーンにおける情報伝達>

- 高懸念物質(SVHC)が成形品中に0.1重量%を超える濃度で含有される場合には、成形品の供給者は、川下使用者に対し、当該成形品を安全に使用できる情報を伝達する義務あり

REACHに関する詳細情報は、以下のウェブサイトを御覧ください。

- ❖ 欧州化学物質庁 [http://ec.europa.eu/echa/reach\\_en.html](http://ec.europa.eu/echa/reach_en.html)
- ❖ 欧州委員会環境総局 [http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach\\_intro.htm](http://ec.europa.eu/environment/chemicals/reach/reach_intro.htm)
- ❖ 欧州化学物質局 <http://ecb.jrc.it/reach/>

## 労働安全衛生法に基づく SDS 交付（義務）対象物質

労働安全衛生法第 57 条の 2 に、危険有害性が明らかな化学物質を譲渡・提供する際の危険有害性等を記載した文書（安全データシート（SDS））の交付を義務づけている。対象となる危険有害性が明らかな化学物質としては、国又は権威ある機関が危険有害性について一定の評価を行っているものが該当し、具体的には、特別規則に規制する化学物質（一部を除く。）のほか、日本産業衛生学会、米国労働衛生専門家会議（ACGIH）が許容濃度等を勧告する化学物質（一部を除く。）、国連危険物輸送勧告で危険の数値範囲、有害性のある物質（製造量を勘案）を対象としている。

### 【特別規則】

- ・ 国のリスク評価<sup>(※)</sup>等の結果、高いリスクが明らかとなった業務等について、化学物質の有害性や作業態様に応じた措置を規定
    - 有機溶剤中毒予防規則
    - 鉛中毒予防規則
    - 四アルキル鉛中毒予防規則
    - 特定化学物質障害予防規則
    - 石綿障害予防規則（石綿は製造等禁止物質として譲渡提供も禁止）
- (※) 有害性評価（文献調査及び必要に応じて動物試験）及びばく露評価（作業内容等の調査及び個人ばく露測定）

### 【日本産業衛生学会の勧告】

- ・ 化学物質の許容濃度
  - 1 日 8 時間、週 40 時間程度のばく露で、平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上悪い影響が見られないと判断される濃度
- ・ 発がん性分類
  - 第 1 群：ヒトに対して発がん性があると判断できる物質
  - 第 2 群：ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質
    - 第 2 群 A：疫学研究からの証拠が限定的だが、動物実験からの証拠が十分
    - 第 2 群 B：疫学研究からの証拠が限定的であり、動物実験からの証拠が十分でない

### 【ACGIH の勧告】

- ・ 化学物質の TLV（許容濃度）
  - 時間加重平均（TLV-TWA）：1 日 8 時間、週 40 時間の時間加重平均濃度として表され、大多数の労働者はその条件で連日ばく露されても健康に影響がないと考えられる。
  - 短時間ばく露限度（TLV-STEL）：15 分間について超えてはならない 15 分間の時間加重平

均濃度

上限値 (TLV-C) : 瞬間的にでもこえてはならないピーク濃度

・ 発がん性分類

A 1 : ヒトに対する発がん性が確認された物質

A 2 : ヒトに対する発がん性が疑わしい物質 (主としてヒトについての証拠は限られるが、動物実験の証拠が十分)

A 3 : 動物実験では発がん性が確認されたが、ヒトの発がんとの関連が未知

A 4 : ヒトに対して発がん性の可能性が懸念されるが、データ不足のため結論付けられない

A 5 : ヒトに対する発がん性の疑いのない物質

【国連危険物輸送勧告】

・ 輸送される危険物の分類・判定基準

クラス 1 火薬類

クラス 2 ガス (引火性ガス等)

クラス 3 引火性液体

クラス 4 可燃性固体、自然発火性物質、水と接触して引火性ガスを発生する物質

クラス 5 酸化性物質及び有機過酸化物

クラス 6 毒性及び伝染性病原体

クラス 7 放射性物質

クラス 8 腐食性物質

クラス 9 有害性物質 (その他の危険物質及び物品)

・ 危険物リスト

通常頻繁に輸送される危険物のリスト (一部物質に危険性を有する濃度範囲が定められている)。

## 化学物質による健康障害

＜平成29年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であるもので、その起因物が化学物質であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したもの＞

	件数	割合	障害内容別の件数		
			吸入・経口による中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	78	20.5%	32 (37.6%)	14 (16.5%)	39 (45.9%)
特定化学物質	64	16.8%	25	10	36
有機溶剤	13	3.4%	6	4	3
鉛	1	0.3%	1	0	0
四アルキル鉛	0	0.0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	93	24.5%	6 (6.2%)	31 (32.0%)	60 (61.9%)
SDS交付義務対象外物質	96	25.3%	8 (7.9%)	30 (29.7%)	63 (62.4%)
物質名が特定できていないもの	113	29.7%	14 (11.8%)	30 (25.2%)	75 (63.0%)
合計	380	- 7	60 (14.9%)	105 (26.1%)	237 (59.0%)

※複数の傷害が発生しているものがあるため、合計値は件数と合わない場合がある  
※（ ）内は障害内容別の件数を合計したものに対する割合

## 特別規則対象外物質による典型的な災害事例

### 1 ラベル表示・SDS交付対象物質のリスクアセスメントが未実施であること等による災害事例

発生月	概要	程度
平成 29 年 5 月	1-ブロモプロパンを含む溶剤で治具や製品の洗浄作業をしていたところ、体調不良を訴え、急性薬物中毒と診断されたもの。少量生産部門であったため、防毒マスクの着用や局所排気装置の設置、リスクアセスメントが実施されていなかった。	休業 14 日 (1 名)
平成 29 年 8 月	飼料の燻蒸作業を行ったところ発生したリン化水素によって気分が悪くなったもの。リスクアセスメントは実施されていなかった。また、作業員は防毒マスクをしておらず、換気も不十分であった。	休業 10 日 (1 名)
平成 30 年 8 月	住宅新築工事現場において、床断熱材の隙間を埋めるため、ポリメチレンポリフェニルポリイソシアネート、メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネートを含有する断熱材をスプレーにて吹き付ける作業を行っていたところ、中毒を起こしたもの。リスクアセスメントは未実施であり、特段のばく露防止対策は講じていなかった。	休業 1 日 (1 名)

### 2 ラベル表示・SDS交付対象物質のリスクアセスメント後の措置が不十分であること等による災害事例

発生月	概要	程度
平成 29 年 11 月	<p>鋳物製造工程において、中子を作る際に中子から木型が剥がれやすくするため、ノルマルヘプタンを主成分とする薬剤を木型の内部に入れて塗布する作業を行っていたところ、急性中毒・意識消失となったもの。</p> <p>本作業について、リスクアセスメントは実施していたが、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の対象外であるとして、特段のばく露防止対策を実施していなかった。</p>	休業 1 日 (1 名)



### 3 事業場内で小分けした容器の表示がないことによる災害事例

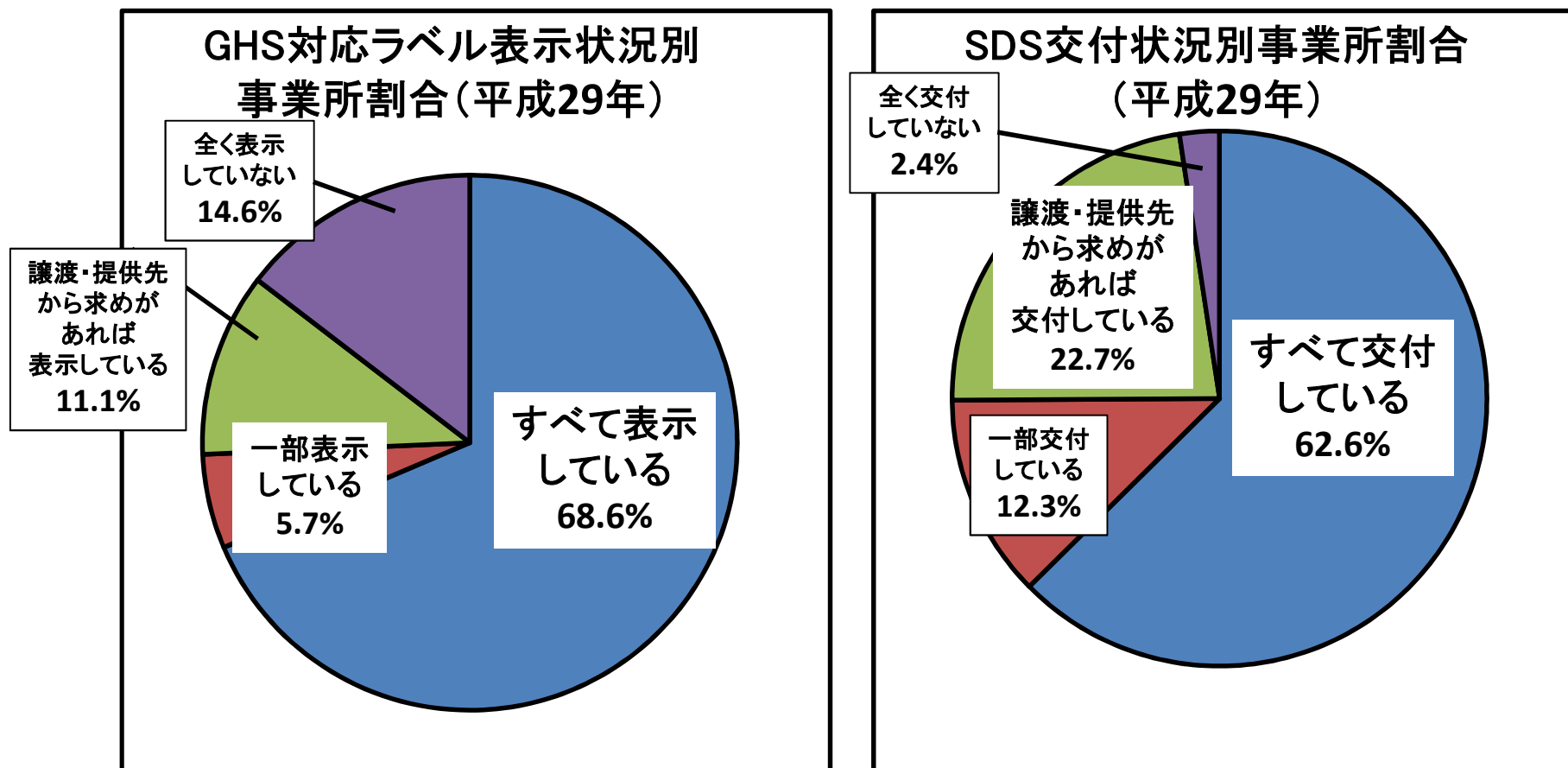
発生月	概要	程度
平成 29 年 7 月	硝酸、有機カルボン酸等を含有する洗剤の入った含有物の表示のない容器に、洗剤を追加していたところ、塩素ガス中毒となったもの。 誤って、次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウム等を含有する洗剤を移し入れたため、塩素ガスが発生したことが原因。	休業 1 日 (1 名)
平成 29 年 11 月	清掃に使用する洗剤を持ち運ぶため、小分けの容器に移し替える作業を行っていたところ、表示のない次亜塩素酸ナトリウムの入った容器に、酸性の洗剤を誤って移し入れたため、塩素ガスが発生し、当該作業を行っていた労働者が急性呼吸不全となったもの。	休業 12 日 (1 名)

### 4 注文者から請負人への情報提供等が不十分であること等による災害事例

発生月	概要	程度
平成 29 年 1 月	GHS 分類では自己発熱性の危険性があるが SDS 交付等の規制のない硫化鉄を含むスラッジが堆積したタンクの清掃を請負い、作業を行っていたが、当該清掃中に硫化鉄が空気に触れ酸化、発熱・発火したもの。 注文者と請負業者の作業要領には、スラッジを湿潤に保つとの記載はあったが、請負業者は硫化鉄の危険性、湿潤化の目的等を認識していなかった。	休業なし

## GHS対応ラベル表示及び安全データシート（SDS）交付状況（法定外）

労働安全衛生法上の義務対象物質でない物質を譲渡・提供している事業所のうち、当該製品の全てにGHS対応ラベルを表示し、又は安全データシート（SDS）を交付している事業所の割合は年々増加しているが、13次防の目標である80%にはまだ開きがある。



平成29年「労働安全衛生調査(実態調査)」

## 平成29年労働安全衛生調査（実態調査）

### 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の容器・包装へのGHSラベルの表示をしていない理由別事業所割合

（労働安全衛生法第57条に該当する化学物質）

（単位：％）

区	分	GHSラベルを表示していない化学物質がある事業所計 1)	GHSラベルの表示をしていない理由					不明	
			費用がかか るため	どのように 表示してよ いか分から ないため	譲渡・提供 先から要望 がないため	表示制度に ついて知ら ないため	義務対象と なっていない ため		
合	計	[ 19.9]	100.0	0.1	2.6	41.9	47.2	-	8.1

（労働安全衛生法第57条には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

（単位：％）

区	分	GHSラベルを表示していない化学物質がある事業所計 1)	GHSラベルの表示をしていない理由					不明	
			費用がかか るため	どのように 表示してよ いか分から ないため	譲渡・提供 先から要望 がないため	表示制度に ついて知ら ないため	義務対象と なっていない ため		
合	計	[ 28.3]	100.0	2.4	0.4	37.5	1.2	55.7	2.8

### 化学物質を製造又は譲渡・提供する際の安全データシート（SDS）を交付していない理由別事業所割合

（労働安全衛生法第57条の2に該当する化学物質）

（単位：％）

区	分	安全データシート（SDS）を交付していない化学物質がある事業所計 1)	安全データシート（SDS）を交付していない理由					不明	
			費用がかか るため	どのように SDSを作 成するか分 からないた め	譲渡・提供 先から要望 がないため	SDS交付 制度につい て知らない ため	義務対象と なっていない ため		
合	計	[ 28.3]	100.0	2.0	-	66.8	24.2	-	7.0

（労働安全衛生法第57条の2には該当しないが、危険有害性がある化学物質）

（単位：％）

区	分	安全データシート（SDS）を交付していない化学物質がある事業所計 1)	安全データシート（SDS）を交付していない理由					不明	
			費用がかか るため	どのように SDSを作 成するか分 からないた め	譲渡・提供 先から要望 がないため	SDS交付 制度につい て知らない ため	義務対象と なっていない ため		
合	計	[ 35.1]	100.0	1.9	-	57.4	2.0	35.8	2.9

# 有害業務に従事する労働者の認識、教育等



企業規模	有害業務に従事している認識がある割合	有害業務に関する教育又は説明を受けた経験がある割合	SDSがどのようなものかを知っている割合	ラベルがどのようなものかを知っている割合
5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成26年労働環境調査

## ラベルの絵表示の意味についての労働者の認知状況

(出典：平成 26 年労働環境調査 (労働者調査))

- 有害業務に従事している労働者が、ラベル表示の絵表示の意味について認知している割合は、絵表示の種類によっては半数に満たない状況 (絵のデザインから直感的に危険性・有害性が想像しにくいものは認知率が低い傾向)。
- 企業規模別でみると、規模が小さいほど認知率は低くなる傾向。
- 産業別でみると、化学工業は平均的に認知率が高い傾向にあるが、いずれの業種も、業務に関連するものについての認知率が高い傾向。
- 年齢階層別では大きな差は見られない。
- 就業形態別では、特にパートタイム労働者の認知率が低い。
- 職種別では、専門的・技術的従事者の認知率が高いが、現場作業者の認知率は必ずしも高くない傾向。

絵表示								
	可燃性、引火性等		吸入、皮膚接触等で生命に危険・有毒		遺伝子損傷、発がん等		吸入、皮膚接触等有害、眼・皮膚刺激等	
認知率 (%)	知っている	知らない	知っている	知らない	知っている	知らない	知っている	知らない
全体平均	<b>66.0</b>	26.5	<b>61.3</b>	31.3	<b>42.0</b>	49.5	<b>45.8</b>	46.7
<b>&lt; 企業規模別 &gt;</b>								
5000人以上	<b>77.6</b>	18.6	<b>72.0</b>	24.1	<b>50.2</b>	46.0	<b>54.3</b>	41.9
1000~4999人	<b>74.4</b>	21.0	<b>72.0</b>	23.5	<b>50.6</b>	44.9	<b>51.9</b>	43.6
300~999人	<b>74.8</b>	18.3	<b>71.2</b>	22.0	<b>48.2</b>	40.4	<b>53.2</b>	39.9
100~299人	<b>63.9</b>	25.7	<b>55.9</b>	33.8	<b>34.3</b>	54.2	<b>36.2</b>	53.5
50~99人	<b>54.0</b>	33.7	<b>48.6</b>	39.2	<b>33.3</b>	54.4	<b>36.3</b>	51.1
30~49人	<b>48.7</b>	46.4	<b>43.3</b>	51.6	<b>34.4</b>	59.8	<b>37.5</b>	57.5
10~29人	<b>48.2</b>	38.7	<b>45.0</b>	42.4	<b>30.4</b>	57.0	<b>38.3</b>	48.6
<b>&lt; 業種別 &gt;</b>								
建設業	<b>59.9</b>	33.6	<b>57.6</b>	35.9	<b>24.9</b>	59.4	<b>45.4</b>	48.1
製造業 (平均)	<b>67.1</b>	25.0	<b>62.0</b>	30.0	<b>43.6</b>	48.3	<b>46.2</b>	45.8
食料品等製造	<b>29.6</b>	27.8	<b>23.9</b>	33.5	<b>17.9</b>	39.4	<b>23.9</b>	33.5
木材・木製品製造	<b>77.8</b>	17.4	<b>63.2</b>	32.1	<b>33.8</b>	60.7	<b>57.0</b>	37.5
印刷業	<b>81.6</b>	17.1	<b>67.0</b>	31.7	<b>66.0</b>	32.7	<b>62.5</b>	36.2
化学工業	<b>90.5</b>	7.3	<b>87.4</b>	10.5	<b>65.9</b>	31.9	<b>52.6</b>	45.2
鉄鋼業	<b>55.7</b>	30.5	<b>49.2</b>	36.5	<b>33.6</b>	52.0	<b>33.4</b>	52.3
電気・ガス・熱供給・水道	<b>63.4</b>	28.8	<b>58.4</b>	35.4	<b>34.2</b>	58.8	<b>43.4</b>	49.6
洗濯・理美容・浴場	<b>57.7</b>	42.3	<b>66.4</b>	33.6	<b>55.4</b>	44.6	<b>56.6</b>	43.4

<b>&lt;年齢階級別&gt;</b>								
20歳未満	<b>50.0</b>	34.3	<b>35.0</b>	49.3	<b>8.7</b>	75.6	<b>9.7</b>	74.6
20～29歳	<b>67.3</b>	25.9	<b>55.6</b>	37.7	<b>35.9</b>	57.4	<b>39.6</b>	53.6
30～39歳	<b>65.7</b>	28.0	<b>61.6</b>	32.0	<b>43.7</b>	49.7	<b>41.2</b>	52.4
40～49歳	<b>66.9</b>	25.0	<b>63.1</b>	28.8	<b>43.8</b>	47.9	<b>48.8</b>	43.1
50～59歳	<b>65.8</b>	24.8	<b>63.7</b>	27.4	<b>41.8</b>	44.1	<b>54.6</b>	36.1
60歳以上	<b>56.8</b>	36.5	<b>56.5</b>	36.9	<b>40.8</b>	50.7	<b>45.3</b>	48.0
<b>&lt;経験年数別&gt;</b>								
1年未満	<b>55.4</b>	39.4	<b>49.7</b>	45.1	<b>21.9</b>	72.9	<b>41.0</b>	53.8
1～3年未満	<b>61.7</b>	28.8	<b>54.3</b>	36.1	<b>37.2</b>	53.2	<b>41.6</b>	48.9
3～5年未満	<b>74.1</b>	16.9	<b>64.2</b>	26.8	<b>42.0</b>	48.5	<b>38.4</b>	52.3
5～10年未満	<b>67.1</b>	25.1	<b>61.3</b>	30.7	<b>44.4</b>	47.3	<b>46.8</b>	45.2
10年以上	<b>66.0</b>	27.2	<b>63.4</b>	29.9	<b>44.1</b>	47.5	<b>48.3</b>	44.9
<b>&lt;就業形態別&gt;</b>								
正社員	<b>67.1</b>	26.3	<b>62.2</b>	31.3	<b>42.7</b>	49.7	<b>46.3</b>	47.0
契約社員	<b>55.1</b>	30.9	<b>54.4</b>	31.5	<b>39.1</b>	46.8	<b>43.8</b>	42.1
パート	<b>35.3</b>	31.7	<b>29.1</b>	37.9	<b>26.8</b>	40.2	<b>23.1</b>	43.9
派遣労働者	<b>76.6</b>	20.8	<b>78.1</b>	19.4	<b>43.2</b>	54.3	<b>60.4</b>	37.0
<b>&lt;職種別&gt;</b>								
管理者	<b>60.1</b>	30.3	<b>58.4</b>	32.0	<b>41.9</b>	47.9	<b>47.0</b>	43.4
専門・技術的	<b>81.2</b>	13.9	<b>75.0</b>	20.2	<b>50.2</b>	41.4	<b>59.4</b>	35.6
事務	<b>54.6</b>	45.3	<b>45.9</b>	54.0	<b>44.4</b>	55.5	<b>44.0</b>	55.9
生産工程	<b>63.0</b>	28.9	<b>58.3</b>	33.7	<b>39.6</b>	52.2	<b>41.6</b>	50.3
建設・採掘	<b>22.3</b>	68.7	<b>22.3</b>	68.7	<b>13.3</b>	75.8	<b>19.6</b>	71.4
運搬・清掃・包装等	<b>37.1</b>	13.1	<b>43.1</b>	8.2	<b>24.6</b>	26.6	<b>23.4</b>	27.8

# 主な国の支援策

## (1) ラベル／SDSの作成支援 **ステップ1**

⇒ モデルラベル・モデルSDSの公開

( [http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx) )

## (2) リスクアセスメント実施支援 **ステップ2, 3**

⇒ ① リスクアセスメント実施支援ツールの公開

( <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm> )

② 電話相談窓口の設置、専門家による訪問指導

( <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html> )

## (3) 労働者教育支援 **ステップ5**

⇒ 化学物質取扱者のためのラベル教育テキストの公開

( [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000161231_00001.html) )

# GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

## ステップ1

- 約3,000物質のモデルSDS情報が掲載されており、GHS区分情報、許容濃度、物理化学的性質などの情報が収集できる。

厚生労働省  
職場のあんぜんサイト

労働災害統計 | 災害事例 | リスクアセスメント実施支援システム | 安全衛生キーワード | 化学物質 | 免許・技能講習

ホーム > GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

### GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報

GHS及び安衛法第57条の2に基づく通知対象物質及び通知対象外物質のモデルSDS情報が検索できます。

モデルラベルモデルSDS 一覧表 | 安衛法モデルラベル 一覧表 | ラベルSDS対象 673物質一覧・検索 | 検索方法

最新掲載した情報につきましては「化学物質(更新情報)」の一覧表もご覧ください。

検索条件を入力し、右側にある検索開始ボタンをクリックしてください。

化学物質名(日本語)での検索  
化学物質名(英語)での検索

化学物質(更新情報)

- 新規化学物質関連手続きの方法
- 安衛法名称公表化学物質等
- GHSモデルラベル・SDS情報**
- GHSモデルラベル作成法
- 国際表示マーク(GHSとは)
- 強い変異原性が認められた化学物質
- がん原性に係る指針対象物質
- リスク評価実施物質
- 化学物質による災害事例
- がん原性試験実施結果
- 変異原性試験( Ames・染色体異常 )結果
- 日本バイオアッセイ研究センター
- 有害性・GHS関係用語解説

表示・通知対象物質 英語名称一覧表

政府によるGHS分類結果

ラベル・SDS 電話相談窓口

安全データシート

ホルムアルデヒド

作成日 2009年05月06日  
改訂日 2006年03月23日  
改訂日 2006年03月27日  
改訂日 2008年01月11日  
改訂日 2018年03月16日

1. 化学品等及び会社情報

化学品等の名称: ホルムアルデヒド (Formaldehyde)  
製品コード: H29-B-039  
会社名: ○○○○株式会社  
住所: 東京都△△区△△町△△丁目△△番地  
電話番号: 03-1234-5678  
ファックス番号: 03-1234-5678  
電子メールアドレス: 連絡先@株式会社.jp  
緊急連絡電話番号: 03-1234-5678  
推奨用途及び使用上の制限: ポリアセチル樹脂; ユリア樹脂及びメラミン樹脂接着剤・フェノール樹脂; 合成ゴム・メラミン樹脂(接着剤を除く)・ユリア樹脂(接着剤を除く)原料・溶剤・医薬・繊維処理剤・威力増強剤・土木建築材料原料・キレート剤・農業合成原料・石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂・農薬(失効農薬)・消毒剤

2. 危険有害性の要約

GHS分類  
分類実施日 (物化危険性及び健康有害性): H30 3.16, 政府向けGHS分類ガイダンス (H25年度改訂版 (ver.1.1)): JIS 27252:2014準拠) を使用  
GHS改訂4版を使用

物理化学的危険性: 可燃性/引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む) 区分1

健康に対する有害性: 高圧ガス 液化ガス  
急性毒性(経口) 区分4  
急性毒性(経皮) 区分3  
急性毒性(吸入:ガス) 区分2  
皮膚腐食性/刺激性 区分2  
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性 区分2  
呼吸器感作性 区分1  
皮膚感作性 区分1  
生殖細胞変異原性 区分2  
発がん性 区分1A  
特定の臓器毒性 (単回ばく露) 区分1 (神経系、呼吸器)  
特定の臓器毒性 (反復ばく露) 区分1 (中枢神経系、呼吸器)

環境に対する有害性: 水生環境有害性(急性) 区分2

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、政府向けガイダンス文書で規定された「分類対象外」、「区分外」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項目に記載した。

GHSラベル要素  
絵表示

注意喚起語: 危険

[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)



# 公開中の主な化学物質リスクアセスメント支援ツール等

ステップ2, 3

●掲載先／■主体

概要(掲載情報)

●職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm>)

■厚生労働省

- ✓ 化学物質リスク簡易評価法(コントロール・バンディング)
  - ・液体等取扱作業(粉じん作業を除く)
  - ・鉱物性粉じん又は金属性粉じん発生作業
- ✓ 検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
- ✓ 爆発・火災リスクアセスメントスクリーニング支援ツール
- ✓ 工業塗装、印刷、めっき作業のリスクアセスメントシート

✓ **CREATE-SIMPLE(クリエイト・シンプル)**

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●■独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所

- ✓ **プロセス災害防止のためのリスクアセスメント等実施ツール**  
厚生労働省のスクリーニング支援ツールよりも精緻なリスクアセスメントを実施することが可能(一定の専門知識を要する)。

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●ECETOC-TRA サイト

■欧州化学物質生態毒性・毒性センター(ECETOC)

- ✓ ECETOCが開発したリスクアセスメントツール(ECETOC-TRA)。EXCELファイル(英語版)をダウンロードして作業方法等を入力することで定量的な評価が可能。日本語マニュアルあり。  
( (一社) 日本化学工業協会が日本語版を提供 (会員又は有料利用。) )

(職場のあんぜんサイトからリンク)

●EMKG Software 2.2

■the Federal Institute for Occupational Safety and Health (BAuA)

- ✓ 独安衛研(BAuA)が提供する定量的評価が可能なリスクアセスメントツール(英語版)
- ✓ EMKG-EXPO+7TOOL(EMKG 2.2 からばく露評価部分を抽出)

# リスクアセスメント実施に対する相談窓口、専門家による支援



1. 相談窓口（コールセンター）を設置し、電話やメール等で相談を受付  
SDSやラベルの作成、リスクアセスメント（「化学物質リスク簡易評価法」の使い方等）について

## ※ 化学物質リスクアセスメント簡易ツールの入力支援サービス

⇒ コールセンターが事業者に代わり入力し、評価結果をメール等で通知

クリエイト・シンプル等の不具合に関する問い合わせも相談窓口  
に集約し、開発者に  
伝達。



使用物質、作業内容等

評価結果を通知  
(メール、FAX)



入力を支援



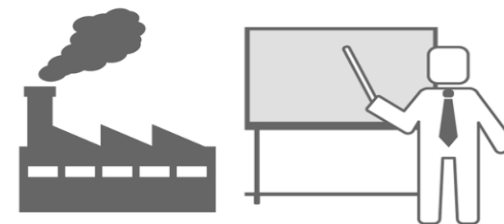
**TEL:050-5577-4862 E-mail:soudan@technohill.co.jp**

受付時間：毎日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

※令和元年度は4月1日から翌年3月20日まで。（土日曜日、祝日、国民の休日、12/29～1/3を除く。）

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

相談窓口における相談の結果、事業場の要望に応じて専門家を派遣、  
リスクアセスメントの実施を支援



## 日本におけるGHS導入に関する活動

### 化学物質について分類を実施、公開

- 日本でSDSの作成を義務付けている法律は、経済産業省所管の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）、厚生労働省所管の「労働安全衛生法」（安衛法）及び「毒物及び劇物取締法」（毒劇法）の3つです。それらの規制対象となる化学物質を中心に、経済産業省、厚生労働省、環境省等関係各省が連携して分類実施の作業を行っており、現在、再分類物質を含め約4,000の化学物質の分類が行われています。最終的な分類結果は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページ（①）等で公開され、だれでも利用することができます。
- また、GHSに基づくSDS及びラベルを作成する際の参考となるように「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」が厚生労働省ホームページ内の職場のあんぜんサイト（②）で公開され、だれでも利用することができます。



① (独) 製品評価技術基盤機構 (NITE)  
[http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs\\_download.html](http://www.safe.nite.go.jp/ghs/ghs_download.html)



②職場のあんぜんサイト  
[http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)

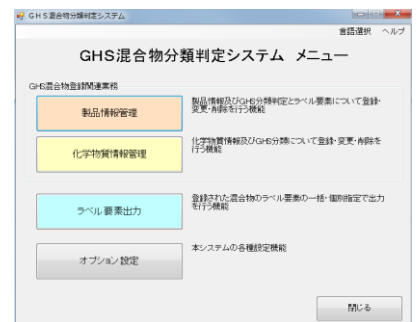
### 分類ツール類の整備

日本では、GHS分類を行う事業者等をサポートするためのツール類が、前述のGHS分類ガイダンス以外にも多数、整備されています。

#### 「GHS混合物分類判定システム」（経済産業省）

混合物の全成分又は一部の成分についてデータが利用できる場合に混合物の組成に基づきGHS分類を行うシステムです。国連GHS改訂4版及び分類JIS (JIS Z 7252) に対応しています。製品（混合物）の混合割合を入力すると、製品のGHS分類判定及びラベル情報の出力を行うことができます。また、本システムでは、政府によって分類された約3,000のGHS分類結果を予め搭載しています。

[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs\\_auto\\_classification\\_tool\\_ver4.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs_auto_classification_tool_ver4.html)



#### 「GHS表示のための消費者製品のリスク評価手法のガイダンス」（(独) 製品評価技術基盤機構）

GHSでは、消費者製品の慢性的な健康有害性については、ばく露状況を勘案したリスク評価の結果予想されるリスクがある程度以下の場合、健康有害性に基づくGHS情報を表示しなくてもよいことになっています。本ガイダンスは、特定の消費者製品について、リスク評価手法を用いたGHS表示の必要性の有無を判断する手順を示したものです。

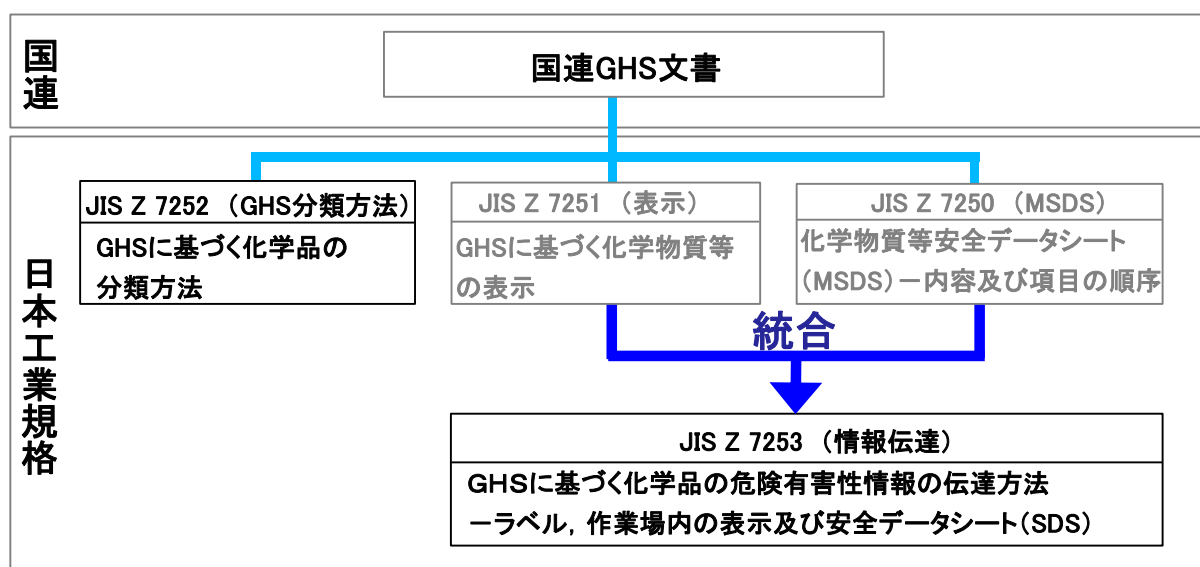
[http://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs\\_consumer\\_product.html](http://www.nite.go.jp/chem/risk/ghs_consumer_product.html)

## 日本工業規格(JIS)におけるGHSの導入

### 日本工業規格（JIS）の整備

- 日本国内では、GHSに対応する日本工業規格（JIS）を定めています。
- 平成24年から、従来3つに分かれていたJISを「分類」と「情報伝達」に関する2つのJISに整理・統合しました。
- JISは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）、労働安全衛生法（安衛法）の共通プラットフォームとなっており、JISに従えば、原則として、各法に準拠し、また、GHSにも対応したSDS及びラベルを作成・提供することができます。
- JIS Z 7253（情報伝達）は、平成24年、国連GHS文書改訂第4版に基づくとともに、JIS Z 7250（MSDS）及びJIS Z 7251（表示）を統合し、制定されました。
- JIS Z 7252（GHS分類方法）は、平成26年、国連GHS文書改訂第4版に基づき、改訂されました。
- JIS Z 7252及びJIS Z 7253は、平成30年12月現在、国連GHS文書改訂6版に基づく改訂作業が進められています。

#### GHSに係る日本工業規格(JIS)





## 安衛法に基づく表示・文書交付制度

## ラベルの記載事項について

ラベルに記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。

## ①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ ラベル表示の名称とSDSの名称を一致させます。

## ②注意喚起語

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言（「危険」又は「警告」）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質に割り当てられた注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

## ③人体に及ぼす作用

## ④安定性及び反応性

- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

## ⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 化学物質等のばく露又はその不適切な貯蔵若しくは取扱いから生じる被害を防止するために取るべき措置を記載してください。

## ⑥標章（絵表示）

- ・ 黒いシンボル、十分幅広い赤い枠で表記してください。1 cm<sup>2</sup>以上の大きさが望ましいです。
- ・ GHS分類による危険有害性クラス及び区分に対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた標章（絵表示）を記載してください。
- ・ 混合物として分類を行うことが原則ですが、混合物としての分類がない場合、含有する対象物質の危険有害性を示す標章（絵表示）を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ なお、GHS分類により危険有害性クラス及び区分が決定されない場合は、記載不要です。

## ⑦表示をする者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。

## ⑧成分 ※平成28年6月1日以降、表示義務事項ではなくなりましたが、表示することが望まれます。

- ・ 適切と考えられる化学物質の成分名称を列記します。

## 安衛法に基づく表示・文書交付制度

### ラベル表示の方法

- 容器・包装に、ラベルを印刷又は貼付します。
- 二重包装の場合は原則として内側に表示します。
- 表示事項等のすべてを印刷し、又は票せんをはりつけることが困難なときは、ラベルの記載事項のうち②から⑦については、これらを印刷した票せんを容器又は包装に結びつけることにより表示することができます。

### ラベルに関する固形物の適用除外 (平成28年6月1日より)

純物質	<p>ラベル表示の対象物の純物質のうち、下記の金属*については、粉状以外（塊、板、棒、線など）の場合はラベル表示の適用除外となります。</p> <p>*リ튠、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン、ロジウム</p>
混合物	<p>ラベル表示の対象物を含有する製剤（混合物）のうち、<b>運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状*にならない物</b>はラベル表示の適用除外となります。</p> <p>*粉状とは、流体力学的粒子径が0.1 mm以下のインハラブル（吸引性）粒子を含むものをいいます。</p> <p>*<b>具体的には、鋼材、ワイヤ、プラスチックのペレットなどは原則適用除外</b>となります。</p>

<適用除外とならない危険物または皮膚腐食性のあるもの>

以下のものは適用除外となりません。

- 1 危険物（安衛令別表第一に掲げるもの）
- 2 可燃性の物等爆発または火災の原因となるおそれのある物
- 3 皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの（例えば酸化カルシウム、水酸化ナトリウムなどを含む製剤）

※具体的には、GHS分類の危険有害性クラスで物理化学的危険性または皮膚腐食性を有するもの

**固形物の適用除外はラベル表示のみです。SDSの交付はこれまでどおり必要です。**

### SDS交付の方法

- 文書の交付のほか、磁気ディスクの交付、ファクシミリを用いた送信、その他の方法で、相手方が承諾した方法で通知します。
- その他の方法としては、ホームページの閲覧があります。この場合、当該ホームページは譲渡提供者の管理下にあることが必要です。
- SDSの交付は、化学品を譲渡提供する時までに行います。
- 継続的に反復して譲渡提供する場合においては、一度SDS交付を行えば、都度交付する必要はないとされていますが、交付漏れのないようにする必要があります。
- ラベル・SDSともに日本語で記載します。

## 安衛法に基づく表示・文書交付制度

### SDSの記載事項について

SDS（安全データシート）に記載する事項は以下のとおりです。

なお、JIS Z 7253に準拠した記載を行えば、これらの事項を満たすことになります。記載に当たっては、厚生労働省が作成し公表しているモデルSDS ([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx)) を参考にすることができます。

#### ①名称

- ・ 化学物質又は製品の名称を記載してください。
- ・ SDSの名称とラベルの名称を一致させます。

#### ②成分及びその含有量

- ・ 含有する成分の化学物質名称を列記し、含有量（原則重量%）を記載します。
- ・ CAS番号、別名、官報公示整理番号も記載するとよいでしょう。

#### ③物理的及び化学的性質

- ・ モデルSDSなどを参考にして、化学物質の外観、pH、融点、沸点、引火点、蒸気圧、溶解度等を記載します。

#### ④人体に及ぼす作用

- ・ 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性、発がん性等の有害性に関する情報を記載します。
- ・ 混合物として有害性の試験を行うことが原則ですが、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。

#### ⑤貯蔵又は取扱い上の注意

- ・ 適切な保管条件、混触禁止物質との分離を含めた取扱い上の注意、管理濃度や許容濃度等、設備対策や保護具等の情報を記載します。

#### ⑥流出その他の事故が発生した場合に講ずべき応急の措置

- ・ 吸入、付着、眼に入った又は飲み込んだ場合の措置等、適切な消火剤又は使用してはならない消火剤、退避措置、立入禁止措置、保護具の使用等を記載します。

#### ⑦通知を行う者の氏名、住所及び電話番号

- ・ 化学物質等を譲渡・提供する者の氏名（法人の場合は法人名）、住所及び電話番号を記載してください。

#### ⑧危険性又は有害性の要約

- ・ 原則として、GHS分類に基づき決定された危険有害性クラス及び区分、標章（絵表示）、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJIS Z 7253附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載してください。
- ・ 混合物としてGHS分類を行うことが原則ですが、混合物として危険有害性の分類がなされていない場合には、含有する対象物質の「危険有害性情報」を、物質ごとに記載することで差し支えありません。
- ・ 標章（絵表示）は白黒で差し支えありません。粉じん爆発危険性等の記載が望ましいです。

#### ⑨安定性及び反応性

- ・ 化学物質等の危険性に関する情報（避けるべき条件、混触危険物質、予想される危険有害な分解生成物）を記載します。

#### ⑩適用される法令

- ・ 化学物質等に適用される法令の名称及び当該法令に基づく規制に関する情報を記載します。

#### ⑪その他参考となる事項

- ・ 出典その他、当該物質を取り扱う上で重要な事項を記載してください。

## 関係条文抜粋

### 健康障害防止措置

#### ○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

#### ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（法第三十一条の二の政令で定める設備）

第九条の三 法第三十一条の二の政令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 化学設備（別表第一に掲げる危険物（火薬類取締法第二条第一項に規定する火薬類を除く。）を製造し、若しくは取り扱い、又はシクロヘキサノール、クレオソート油、アニリンその他の引火点が六十五度以上の物を引火点以上の温度で製造し、若しくは取り扱う設備で、移動式以外のものをいい、アセチレン溶接装置、ガス集合溶接装置及び乾燥設備を除く。第十五条第一項第五号において同じ。）及びその附属設備
- 二 特定化学設備（別表第三第二号に掲げる第二類物質のうち厚生労働省令で定めるもの又は同表第三号に掲げる第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で、移動式以外のものをいう。第十五条第一項第十号において同じ。）及びその附属設備

#### ○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（令第九条の三第二号の厚生労働省令で定める第二類物質）

第六百六十二条の二 令第九条の三第二号の厚生労働省令で定めるものは、特化則第二条第三号に規定する特定第二類物質とする。

（法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業）

第六百六十二条の三 法第三十一条の二の厚生労働省令で定める作業は、同条に規定する設備の改造、修理、清掃等で、当該設備を分解する作業又は当該設備の内部に立ち入る作業とする。

（文書の交付等）

第六百六十二条の四 法第三十一条の二の注文者（その仕事を他の者から請け負わないで注文している者に限る。）は、次の事項を記載した文書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において同じ。）を作成し、これをその請負人に交付しなければならない。

- 一 法第三十一条の二に規定する物の危険性及び有害性
- 二 当該仕事の作業において注意すべき安全又は衛生に関する事項



- 三 当該仕事の作業について講じた安全又は衛生を確保するための措置
- 四 当該物の流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置

## ラベル表示

### ○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（表示等）

第五十七条 爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者に危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン、ベンゼンを含有する製剤その他の労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次に掲げるものを表示しなければならない。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

一 次に掲げる事項

イ 名称

ロ 人体に及ぼす作用

ハ 貯蔵又は取扱い上の注意

ニ イからハまでに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 前項の政令で定める物又は前条第一項の物を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない。

### ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、ハフニウム、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）

二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

### ○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等）

第二十四条の十四 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（令第十八条各号及び令別表第三第一号に掲げる物を除く。次項及び第二十四条の十六において「危険有害化学物質等」という。）を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、その容器又は包装（容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供するときにあつては、その容器）に次

に掲げるものを表示するように努めなければならない。

一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ニ 表示をする者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- ホ 注意喚起語
- ヘ 安定性及び反応性

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるもの

2 危険有害化学物質等を前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するよう努めなければならない。

第二十四条の十五 特定危険有害化学物質等（化学物質、化学物質を含有する製剤その他の労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるもの（法第五十七条の二第一項に規定する通知対象物を除く。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項（前条第二項に規定する者にあつては、同条第一項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性
- 十 適用される法令
- 十一 その他参考となる事項

2 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方の事業者に通知するよう努めなければならない。

（名称等を表示すべき危険物及び有害物）

第三十条 令第十八条第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含む製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の中欄に定める値である物並びに四アルキル鉛を含有する製剤その他の物（加鉛ガソリンに限る。）及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍

性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が一パーセント未満のものに限る。)を除く。)とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物(次の各号のいずれかに該当するものを除く。)を除く。

- 一 危険物(令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。)
- 二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物
- 三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含有する製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

第三十一条 令第十八条第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。ただし、前条ただし書の物を除く。

- 一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル(別名PCB)を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下(合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下)であるもの
- 七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

名称等の表示)

第三十二条 法第五十七条第一項の規定による表示は、当該容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下この条において「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、表示事項等のうち同項第一号口から二まで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

第三十三条 法第五十七条第一項第一号二の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条第一項の規定による表示をする者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所及び電話番号
- 二 注意喚起語
- 三 安定性及び反応性

(文書の交付)

第三十四条 法第五十七条第二項の規定による文書は、同条第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する際に交付しなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該文書の交付がなされているときは、この限りでない。

## ○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（文書の交付等）

第五十七条の二 労働者に危険若しくは健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの又は第五十六条第一項の物（以下この条及び次条第一項において「通知対象物」という。）を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により通知対象物に関する次の事項（前条第二項に規定する者にあつては、同項に規定する事項を除く。）を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならない。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として通知対象物を譲渡し、又は提供する場合には、この限りでない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 通知対象物を譲渡し、又は提供する者は、前項の規定により通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付その他厚生労働省令で定める方法により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

## ○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
- 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの

## ○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（名称等を通知すべき危険物及び有害物）

第三十四条の二 令第十八条の二第二号の厚生労働省令で定める物は、別表第二の上欄に掲げる物を含有する製剤その他の物（同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物及びニトログリセリンを含有する製剤その他の物（九十八パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物であつて、ニトログリセリンの含有量が〇・一パーセント未満のものに限る。）を除く。）とする。

第三十四条の二の二 令第十八条の二第三号の厚生労働省令で定める物は、次に掲げる物とする。

- 一 ジクロロベンジジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジクロロベンジジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 二 アルファーナフチルアミン及びその塩を含有する製剤その他の物で、アルファーナフチルアミン及びその塩の含有量が重量の一パーセントであるもの
- 三 塩素化ビフェニル（別名PCB）を含有する製剤その他の物で、塩素化ビフェニルの含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 四 オルトトリジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、オルトトリジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 五 ジアニシジン及びその塩を含有する製剤その他の物で、ジアニシジン及びその塩の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下であるもの
- 六 ベリリウム及びその化合物を含有する製剤その他の物で、ベリリウム及びその化合物の含有量が重量の〇・一パーセント以上一パーセント以下（合金にあつては、〇・一パーセント以上三パーセント以下）であるもの
- 七 ベンゾトリクロリドを含有する製剤その他の物で、ベンゾトリクロリドの含有量が重量の〇・一パーセント以上〇・五パーセント以下であるもの

（名称等の通知）

第三十四条の二の三 法第五十七条の二第一項及び第二項の厚生労働省令で定める方法は、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であつて、その方法により通知することについて相手方が承諾したものとする。

第三十四条の二の四 法第五十七条の二第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第五十七条の二第一項の規定による通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号
- 二 危険性又は有害性の要約
- 三 安定性及び反応性
- 四 適用される法令
- 五 その他参考となる事項

第三十四条の二の五 法第五十七条の二第一項の規定による通知は、同項の通知対象物を譲渡し、又は提供する時までに行わなければならない。ただし、継続的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において、既に当該通知が行われているときは、この限りでない。

第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九に掲げる物ごとに重量パーセントを通知しなければならない。この場合における重量パーセントの通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うこ

とができる。



## 安全衛生教育

### ○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

#### （安全衛生教育）

第五十九条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

### ○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

#### （雇入れ時等の教育）

第三十五条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行わなければならない。ただし、令第二条第三号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

三 作業手順に関すること。

四 作業開始時の点検に関すること。

五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

六 整理、整頓<sup>とん</sup>及び清潔の保持に関すること。

七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

## 法令等の周知

### ○ 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（法令等の周知）

第百一条 事業者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨を常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。

- 2 産業医を選任した事業者は、その事業場における産業医の業務の内容その他の産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、労働者に周知させなければならない。
- 3 前項の規定は、第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、前項中「周知させなければ」とあるのは、「周知させるように努めなければ」と読み替えるものとする。
- 4 事業者は、第五十七条の二第一項又は第二項の規定により通知された事項を、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知させなければならない。

### ○ 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（法令等の周知の方法等）

第九十八条の二 法第百一条第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の厚生労働省令で定める方法は、第二十三条第三項各号に掲げる方法とする。

- 2 法第百一条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
  - 一 事業場における産業医（法第百一条第三項において準用する場合にあつては、法第十三条の二第一項に規定する者。以下この項において同じ。）の業務の具体的な内容
  - 二 産業医に対する健康相談の申出の方法
  - 三 産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法
- 3 法第百一条第四項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
  - 一 通知された事項に係る物を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
  - 二 書面を、通知された事項に係る物を取り扱う労働者に交付すること。
  - 三 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、通知された事項に係る物を取り扱う各作業場に当該物を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

## 安衛法法令等

## 化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針

## (目的)

第一条 この指針は、危険有害化学物質等(労働安全衛生規則(以下「則」という。))第二十四条の十四第一項に規定する危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)及び特定危険有害化学物質等(則第二十四条の十五第一項に規定する特定危険有害化学物質等をいう。以下同じ。)の危険性又は有害性等についての表示及び通知に関し必要な事項を定めるとともに、労働者に対する危険又は健康障害を生ずるおそれのある物(危険有害化学物質等並びに労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第十八条各号及び同令別表第三第一号に掲げる物をいう。以下「化学物質等」という。)に関する適切な取扱いを促進し、もって化学物質等による労働災害の防止に資することを目的とする。

## (譲渡提供者による表示)

第二条 危険有害化学物質等を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者は、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装して、譲渡し、又は提供する場合にあっては、その容器。以下この条において同じ。)に、当該危険有害化学物質等に係る次に掲げるものを表示するものとする。ただし、その容器又は包装のうち、主として一般消費者の生活の用に供するためのものについては、この限りでない。

## 一 次に掲げる事項

- イ 名称
- ロ 人体に及ぼす作用
- ハ 貯蔵又は取扱い上の注意
- ニ 表示をする者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- ホ 注意喚起語
- ヘ 安定性及び反応性

二 則第二十四条の十四第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標章(平成二十四年厚生労働省告示第百五十一号)において定める絵表示

2 前項の規定による表示は、同項の容器又は包装に、同項各号に掲げるもの(以下「表示事項等」という。)を印刷し、又は表示事項等を印刷した票箋を貼り付けて行わなければならない。ただし、当該容器又は包装に表示事項等の全てを印刷し、又は表示事項等の全てを印刷した票箋を貼り付けることが困難なときは、当該表示事項等のうち同項第一号ロからへまで及び同項第二号に掲げるものについては、これらを印刷した票箋を当該容器又は包装に結びつけることにより表示することができる。

3 危険有害化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者は、表示事項等を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付するものとする。

4 危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供した者は、譲渡し、又は提供した後において、当該危険有害化学物質等に係る表示事項等に変更が生じた場合には、当該変更の内容について、譲渡し、又は提供した相手方に、速やかに、通知するものとする。

5 前四項の規定にかかわらず、危険有害化学物質等に関し表示事項等の表示については、その定めによることができる。

## (譲渡提供者による通知等)

第三条 特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付又は相手方の事業者が承諾した方法により当該特定危険有害化学物質等に関する次に掲げる事項(前条第三項に規定する者にあっては、表示事項等を除く。)を、譲渡し、又は提供する相手方に通知するものとする。ただし、主として一般消費者の生活の用に供される製品として特定危険有害化学物質等を譲渡し、又は提供する場合については、この限りではない。

- 一 名称
- 二 成分及びその含有量
- 三 物理的及び化学的性質
- 四 人体に及ぼす作用
- 五 貯蔵又は取扱い上の注意
- 六 流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- 七 通知を行う者の氏名(法人にあっては、その名称)、住所及び電話番号
- 八 危険性又は有害性の要約
- 九 安定性及び反応性

## 十 適用される法令

## 十一 その他参考となる事項

2 前条第四項の規定は、前項の通知について準用する。

(事業者による表示及び文書の作成等)

第四条 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者及び当該物の譲渡又は提供を受ける相手方の事業者をいう。以下同じ。)

は、容器に入れ、又は包装した化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該容器又は包装(容器に入れ、かつ、包装した化学物質等を労働者に取り扱わせる場合にあっては、当該容器。以下第三項において「容器等」という。)に、表示事項等を表示するものとする。

2 第二条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

3 事業者は、前項において準用する第二条第二項の規定による表示をすることにより労働者の化学物質等の取扱いに支障が生じるおそれがある場合又は同項ただし書の規定による表示が困難な場合には、次に掲げる措置を講ずることにより表示することができる。

一 当該容器等に名称を表示し、必要に応じ、第二条第一項第二号の絵表示を併記すること。

二 表示事項等を、当該容器等を取り扱う労働者が容易に知ることができるよう常時作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは表示事項等を記載した一覧表を当該作業場に備え置くこと、又は表示事項等を、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、当該容器等を取り扱う作業場に当該容器等を取り扱う労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、化学物質等を第一項に規定する方法以外の方法により労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等を専ら貯蔵し、又は取り扱う場所に、表示事項等を掲示するものとする。

5 事業者(化学物質等を製造し、又は輸入する事業者に限る。)は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、当該化学物質等に係る前条第一項各号に掲げる事項を記載した文書を作成するものとする。

6 事業者は、第二条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けたとき、第一項の規定により表示(第二項の規定により準用する第二条第二項ただし書の場合における表示及び第三項の規定により講じる措置を含む。以下この項において同じ。)をし、若しくは第四項の規定により掲示をした場合であって当該表示若しくは掲示に係る表示事項等に変更が生じたとき、又は前項の規定により文書を作成した場合であって当該文書に係る前条第一項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、当該通知、当該表示事項等の変更又は当該各号に掲げる事項の変更に係る事項について、その書換えを行うものとする。

## (安全データシートの掲示等)

第五条 事業者は、化学物質等を労働者に取り扱わせるときは、第三条第一項の規定により通知された事項又は前条第五項の規定により作成された文書に記載された事項(以下この条においてこれらの事項が記載された文書等を「安全データシート」という。)を、常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける等の方法により労働者に周知するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生法(第四項において「法」という。))第二十八条の二第一項又は第五十七条の三第一項の調査を実施するに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

3 事業者は、化学物質等を取り扱う労働者について当該化学物質等による労働災害を防止するための教育その他の措置を講ずるに当たっては、安全データシートを活用するものとする。

4 法第十七条第一項の安全委員会、法第十八条第一項の衛生委員会又は法第十九条第一項の安全衛生委員会(以下この項において「委員会」という。)を設置する事業者は、当該事業場において取り扱う化学物質等の危険性又は有害性等その他の性質等について、事業者、労働者その他の関係者の理解を深めるとともに、化学物質等に関する適切な取扱いを行わせるための方策に関し、委員会に調査審議させ、及び事業者に対し意見を述べさせるものとする。

## (細目)

第六条 この指針に定める事項に関し必要な細目は、厚生労働省労働基準局長が定める。